

## UNLEASH WORLD 視察プログラム

●視察プログラム参加代金（おとな1名様）

**690,000 円**

以下の内容が含まれます。

- ・UNLEASH World 視察チケット
- ・参加者懇談会・ガラディナー
- ・その他プログラムコンテンツ（出発前説明会及び事前レクチャー、当日個別案内サポート（予約制）、現地事前事後ブリーフィング、簡易レポート提供、JTB 現地支店緊急サポート、視察報告会割引チケット&特別席（人事ソリューションバンダー以外が対象）ホテル及び航空券代は含まれておりません。

●視察プログラム実施日／10月20日～10月22日

●有識者2名が同行予定です。

●イベント開催上限／先着9名※9名を超える場合、視察チケット代の金額が変更となります。

●イベント開催最少人数／5名

●食事条件／夕食2回

お問い合わせ・お申し込みは

JTB ビジネスソリューション事業本部第二事業部

〒163-0426 東京都新宿区西新宿 2-1-1

新宿三井ビルディング 26階

TEL03 (5909) 8102

FAX. 03 (5909) 8110

[営業時間]午前9時30分～午後5時30分（土曜・日曜・祝日休業）

受付申込担当者 名村志穂

## イベント条件

### 第1条 (適用範囲)

1. 株式会社JTB (以下、「当社」といいます。)がお客様との間で締結するイベント参加に関する契約 (以下、「イベント契約」といいます。)はこの規約に定めるところによります。なお、この規約に定めのない事項については法令、個別のイベントに適用される約款、規約又は一般に確立された慣習によります。
2. 当社が法令に反せず、かつお客様の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、その特約が優先します。

### 第2条 (契約の申込と契約の成立)

1. 当社主催のイベントにお申込みいただくお客様は、お客様の氏名、連絡先(電話・メールアドレス等)、その他必要事項を当社に通知しなければなりません。
2. イベント契約は当社が契約の締結を承諾し、イベント参加代金を受領したときに、当社とお客様(ひとつの申込で複数の参加希望者がある場合はその全員)との間に成立するものとします。
3. 当社は、お客様に対し、契約の締結を承諾する旨を通知する証しとしてチケットに代わるイベントご案内書を交付します。

### 第3条 (お申込みの条件)

1. 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、心身に障がいのある方、その他特別の配慮を必要とする方は、その旨を申込時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なお、この場合、医師の診断書や所定の書類を提出していただく場合があります。
2. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
3. お客様が下記の(1)~(3)の何れかに該当した場合は、お申込みをお断りすることがあります。
  - (1)お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき
  - (2)お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準じる行為を行ったとき
  - (3)お客様が風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準じる行為を行ったとき
4. イベントの応募参加者が募集予定数に達した場合、ご参加をお断りすることがあります。ただし、追加募集が可能な場合は販売を再開することがあります。
5. 当社の業務上の都合があるときは、ご参加をお断りすることがあります。

### 第4条 (イベント契約の変更)

当社は、イベント契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、利用する施設のサービス提供の中止、出演者等の諸事情、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において契約の内容を変更することがあります。契約内容の変更により、お客様に損害が生じた場合において当社は一切責任を負いません。

第5条 (契約の解除) 当社は、次に掲げる場合において、イベントの開催前、開催後を問わずお客様に理由を説明して、イベント契約を解除することがあります。契約解除により、お客様に損害が生じた場合において当社は一切責任を負いません。

- (1)お客様が当社の予め明示した性別・年齢などの参加条件を満たしていないことが判明したとき。
- (2)お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該イベントに耐えられないと認められるとき。
- (3)お客様が契約内容に関して、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (4)お客様の人数がホームページに記載した最少催行人員に満たないとき。
- (5)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、出演者等の諸事情、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、イベントの安全かつ円滑な実施が不可能となり、あるいは不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (6)農作物の収穫を目的とするイベントにおける天候等による不作など、当社があらかじめ明示したイベント実施目的や条件が成立しないとき、あるいはそのおそれが大きいとき。

7)通信契約を締結しようとする場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効であるなどイベント代金等に係る債務の一部または 全部を提携会社のカード会員規約に従って決済が不可能であるとき。

#### 第 6 条 (お客様による契約の解除及びお客様の交替)

1. イベント契約の成立後、お客様は以下に定める取消料を当社に支払って契約を解除することができます。ただし契約の 解除のお申し出の受付は当社の営業時間内とします。
2. お客様はあらかじめ当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。ただし交替に伴い参加費の差額、手数料が 発生する場合はお支払いいただきます。

契約解除日	取消料 (おひとり様)
2026 年 7 月 3 日以降	プログラム代金の 50%
2026 年 8 月 21 日以降	プログラム代金の 85%
2026 年 9 月 21 日以降	プログラム代金の 100%

#### 第 7 条 (禁止行為)

1. お客様がイベントに関連して、当社に対して損害を与えた場合、イベントおよび当社に生じた一切の損害を補償するものとします。
2. イベントに関連して、他のお客様、またはその他の第三者との間で紛争が発生した場合、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当社に生じた一切の損害を補償するものとします。
3. 当社から購入したチケット類を営利目的として第三者に転売し、または転売のために第三者に提供することは禁止します。
4. 当社から購入したチケット類を販売価格より高い価格で転売または転売を試みる行為、オークションまたはインターネットチケットオークションにかけて転売または転売を試みる行為は禁止します。
5. 前項 3 または 4 の行為が判明した場合は、購入済みのチケット類およびイベント案内書を無効とし、イベント代金の払戻しならびにイベント参加をお断りさせていただきます。
6. 当社は委託販売者でないチケットショップおよびダフ屋等にて売買されたチケット類に関するトラブルについて、一切の責任を負いません。
7. 他のお客様、第三者もしくは当社に不利益又は損害を与える行為、および与えるおそれのある行為は禁止します。
8. 法令に違反する、または違反するおそれのある行為は禁止します。
9. その他、当社が不適切と判断する行為は禁止します。

#### 第 8 条 (当社の責任)

当社は、故意または重過失に基づく場合を除き、イベントまたはイベント契約に関連してお客様または第三者が被った特別損害 (予見可能性の有無を問わない)、間接損害および逸失利益について何ら賠償責任を負わず、通常損害については、当社がお客様から収受したイベント参加代金の範囲内でのみ、損害賠償責任を負うものとします。

#### 第 9 条 (個人情報の取り扱い)

当社はお客様から取得した個人情報をイベントの手配およびそれらサービスの提供のために利用させていただくほか、必要な範囲内において委託先・手配先機関などに提供いたします。当社の個人情報の取り扱いについては、当社ホームページでご確認ください。

(<https://www.jtbcorp.jp/jp/privacy/jtb/>)

#### 第 10 条 (その他)

1. 本イベント契約に記載のない事項もしくは本規約の解釈に疑義がある事項については、別途当社とおお客様との間で協議することとします。
2. イベント契約の解釈は日本法によるものとし、イベント契約およびそれに関連して生じる権利義務に関する紛争については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。